

興風会館施設利用規約

(利用目的)

第1条

興風会館（以下、当館）は、地域の皆様の社会教化事業（非営利）の拠点としてご利用頂くための施設である。

(利用対象者)

第2条

千葉県東葛地域（野田市・流山市・柏市・松戸市・鎌ヶ谷市・我孫子市）に在住の団体及び個人とする。

(利用者の分類)

第3条 当館利用者を下記の通り、分類する。但し、見学者は含まない。

- (1) 当館共催団体及び個人
- (2) 後援団体及び個人※定例団体を含む
- (3) 一般利用団体及び個人
- (4) その他、当会が趣旨に賛同し認めた団体及び個人

※ 定例団体とは、当館を定期的に利用する団体を指し、別に定める「興風会館定例使用団体及び曜日別日程一覧」に記載の団体。

(料金)

第4条 料金は「興風会館のご案内」3項使用料金に準ずる。

第5条 活動内容等を考慮し、料金を免除、減免する場合がある。

- (1) 全額減免 3条(1)の利用者
- (2) 半額減免 同(2)の利用者
- (3) その他 同(4)の利用者等、当館の判断により全額又は半額を減免する場合がある。

(予約・申込)

第6条 当館施設をご利用の際には、予め予約を行う。但し、第3条(1)、同(2)に定める定例団体の活動日、同(4)の利用はその限りではない。

- (1) 利用希望日の6ヶ月前の1日（休館の場合は翌開館日）より予約受付を開始する。
(例：8月8日を希望の場合は、2月1日)
- (2) 予約は、直接ご来館頂くか電話にて当館担当者に申し出る。
- (3) 予約・申込時間は、開館日の午前10時～午後4時とする。
但し、各月の1日（休館の場合は翌開館日）の午前中は、6ヶ月前の予約受付を行うため、通常の前予約・申込時間を、午後1時から午後4時とする。
- (4) 申し込みは、原則的に当館「使用申込書」に必要事項を記入し、提出、当会が受理した段階で成立する。
- (5) 当館を初めて利用する団体及び個人の予約の際には、活動概要・活動実績等資料をご提出頂き、当館が利用を許可した団体及び個人は予約・申込を行うことができる。

(予約・申込の特例)

第7条 6ヶ月前の1日(休館の場合は翌開館日)の予約・申込について

- (1) 午前10時の時点で来館(在館)の団体・個人のみを対象とする。
- (2) 希望日が重複する場合は、希望者同士で話し合い、調整する。
※話し合いで決まらない場合は、ジャンケンで決定する。
- (3) 希望日を予約出来なかった団体、個人は改めて別の日程で調整し、申し込みを行う。
- (4) 重複しない場合は、従来通りの申し込みを行う。

(施設利用上の注意)

第8条 当館施設を利用の際には下記に注意すること。

- (1) 使用後は元の状態に原状復帰し、退室する。
- (2) ゴミ類は、利用者が後始末をし、持ち帰る。
- (3) 火気の使用を禁じる。
- (4) 使用前の当館職員への声かけ及び使用後に利用人数を報告する。
- (5) 新型コロナウイルスやそれに準ずる感染症が蔓延する状況化においては、必要に応じ、利用者の検温・手指消毒及び使用室の消毒作業を行い、当館に報告する。(利用者名簿を提出願う場合がある。)
- (6) その他、当館職員の指示に従う。

(その他)

第9条 当館を利用予約・申し込み頂く際に、必要に応じて、キッコーマン社員駐車場を予約頂く場合がある。その際の申し込みは、当館を通じて行うが、利用者とキッコーマン株式会社との直接契約となる。

第10条 本規約の細目については、別に「興風会館のご案内」「興風会館使用申込書」「興風会館定例使用団体及び曜日別日程表」等に定める。

【附則】

- (1) 本規約は、令和3年7月1日から実施する。
- (2) 規約の内容は、予告なく変更することがある。その際には利用者等に迅速にお知らせするよう努力する。